

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和5年7月3日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
286	株式会社アクアテクノ	千葉県山武市実門248番地13	岩本 良文	株式会社アクアテクノ	千葉県山武市実門248番地13	令和10年9月29日
307	株式会社市原水道センター	千葉県市原市平田1046番地5	岡本 和也	株式会社市原水道センター	千葉県市原市平田1046番地5	令和10年9月29日